

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 10 月 20 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600157 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600053 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 3 月 1 日から昭和 63 年 2 月 1 日まで

私が B 社に在籍中の昭和 60 年 3 月に、同社の社長から A 社で C 業務の技術者として勤務してほしい旨の依頼があったため、B 社を退職するまでは両社に正社員として勤務し、それ以降は A 社に平成 9 年の退職まで勤務したが、A 社における請求期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できない。A 社の給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社における請求期間の勤務状況について、「昭和 60 年 3 月に B 社の社長から、A 社で C 業務の技術者として勤務するよう依頼があり、大きな仕事がある時や監査がある時など、何かある時だけ勤務していた。」「週に 1、2 回の勤務であった。」と陳述しているところ、閉鎖登記簿謄本によれば A 社は既に解散しており、同社の元清算人で、当時、給与計算及び社会保険事務を担当していたとする者は、請求者の勤務状況等を確認できる資料は無いと回答している。

また、前述の元清算人は請求者の A 社における勤務状況について、「請求者は常勤ではなく必要がある時だけ勤務してもらっていた。」と陳述している上、請求期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、「請求者のことは知らない。」と陳述していることから、請求者は、請求期間において同社で常勤として勤務しておらず、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていなかったことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。